

北海道日高振興局告示第 3 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい)(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年1月31日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手操第三種漁業)(ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい)	日海共第19号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から5月31日まで及び9月1日から翌年3月31日までの間とする。 ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	21隻	5トン未満	ア 北海道日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	令和4年2月1日から令和5年3月31日まで	1. 許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。 4. 令和4年3月1日以降に受理された申請にあつては、受理された順番に審査を行い、許可等をする者を決定する。 5. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 (2) 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (3) ほっきがい、えぞばかがい及びさらがい以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (4) 9月1日から9月20日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (5) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	日海共第17号共同漁業権漁場区域	同上	14隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第15号共同漁業権漁場区域	同上	35隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	12隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	20隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	20隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第5号共同漁業権漁場区域	同上	25隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	40隻	同上	同上	同上	
同上	日海共第1号共同漁業権漁場区域	同上	15隻	同上	同上	同上	